



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*36 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

○ 選挙管理委員会告示

*23 和歌山県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県選挙管理委員会規程

○ 訓令

*7 和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課)

○ 県議会に関する事項

* 和歌山県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県議会規程

○ 正誤

平成17年3月22日付け和歌山県報第1642号和歌山県規則第28号中

規 則

和歌山県規則第36号

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令(平成15年政令第372号)第2項の規定により規則で定める次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第23号

和歌山県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県選挙管理委員会規程を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北 村 亮 三

和歌山県選挙管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県選挙管理委員会規程

和歌山県選挙管理委員会に係る行政手続等を情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第28号。以下「利用に関する規則」という。)の規定の例による。この場合において、利用に関する規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定」とあるのは、「和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則(平成13年和歌山県規則第92号)第15条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第7号

庁 中 一 般

各 地 方 機 関

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県職員服務規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員服務規程(昭和163年和歌山県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前3項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり10時間、20時間又は30時間とし、能率的な公務運営を確保するための必要性等を踏まえ、その業務に応じて出納長、本庁の部長、知事公室長、危機管理監、振興局長、医科大学事務局長又は労働委員会事務局長(以下

「部長等」という。)が、決定する。

第3条中第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務に係る勤務時間及び休息时间については、第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	勤務時間	休 息 時 間
早出 A	午前8時から 午後4時45分まで	正午から午後零時15分まで及び 午後4時30分から午後4時45分まで
早出 B	午前8時30分から 午後5時15分まで	正午から午後零時15分まで及び 午後5時から午後5時15分まで
遅出	午前9時30分から 午後6時15分まで	正午から午後零時15分まで及び 午後6時から午後6時15分まで

第3条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第3条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、任期付短時間勤務職員については、部長等が、能率的な公務運営を確保するための必要性等を踏まえ、別に定めることができる。

第3条の2第2項に次のただし書を加える。

ただし、任期付短時間勤務職員については、部長等が、能率的な公務運営を確保するための必要性等を踏まえ、別に割り振ることができる。

第3条の2第3項中「出納長、本庁の部長、知事公室長、危機管理監、振興局長、医科大学事務局長又は労働委員会事務局長（以下「部長等」という。）」を「部長等」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

県議会に関する事項

和歌山県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県議会規程を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県議会議長 小 川 武

和歌山県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県議会規程

和歌山県議会に係る行政手続等を情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年和歌山県規則第28号。以下「利用に関する規則」という。）の規定の例による。

この場合において、利用に関する規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定」とあるのは、「和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則（平成13年和歌山県規則第92号）第15条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

正 誤

正 誤

平成17年3月22日付け和歌山県報第1642号和歌山県規則第28号中

ページ	段	行目	誤	正
1	右	上から6	平成17年和歌山県条例第50号	平成16年和歌山県条例第50号